

2021年度③

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法③

I 約束手形における「人的抗弁の切断」について、説明しなさい。(150字以内)  
(20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 外食レストランの運営を業とする甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であるが、公開会社でも大会社でもない。甲社の取締役は、A、B、C及びDの4名であり、そのうちA及びBが代表取締役に選定され、その旨の登記がされている。なお、甲社の定款には、取締役・代表取締役の員数及び任期に関する定めはない。

甲社の経営方針は設立以来ずっとAの独断によって決定されており、C及びDは取締役会においてAに意見することもなかった。Bも、娘婿のAに懇願されて甲社の取締役に就任し、代表取締役にも選定されたが、自分の事業が忙しかったことから、甲社の業務にかかわることは少なく、実際に出社することもあまりなかった。さらに、平成28年6月には、Bは、老齢のため、甲社の取締役を辞任することを決意し、Aにその旨を申し入れた。Aは、Bからの辞任の申し出についてはこれを承諾したものの、Bが地元で知られた名士であったことから、取締役及び代表取締役の登記（以下「本件登記」という。）だけでも残しておきたいと思い、Bにその旨を伝え、Bもこれを了承した。Bは、Aに辞任の申入れをした後は、甲社の経営には一切関与していなかった。

甲社は、同年末頃より、外食レストランのチェーン網を一気に拡大したが、Aの事業計画がずさんであったため、想定していた利益を上げることができず、損失のみが増加した。平成29年初頭には、甲社は、銀行からの融資を受けることができなくなったが、Aは何ら抜本的対策を講じることなく、漫然と高利の短期借入れを繰り返して事業の継続を図ったため、同年12月末には甲社は支払を停止して倒産するに至った。

同年11月、Aは、甲社の財務状況が著しく悪化し、代金支払の見込みがないことを認識しながら、甲社を代表し、レストランチェーンで使う食材として冷凍タラバガ

ニを水産加工業者のEから買い受ける旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、その引渡を受けた。その後、甲社が倒産したため、Eは、本件契約の代金1000万円の弁済を受けていない。

Eは、A及びBに対して会社法上の損害賠償を請求することができるか。また、その請求は認容されるかについて、述べなさい。(40点)

〔2〕 京都市に本店を置くX株式会社（以下「X社」という。）は、事務用機器の製造販売を業とする株式会社である。X社は、公開・大会社であり、監査役会設置会社である。またX社は、種類株式発行会社ではない。X社の取締役会はP、Q及びRから構成されており、Pが代表取締役に選定されている。

X社は、取締役会決議により、近時の業績悪化に伴い、令和元年6月開催の定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）に、前年度より大幅に剰余金配当額を減額する議案（以下「本件議案」という。）を提出することを決定した。Pは、本件株主総会が紛糾することをおそれて、X社の発行済株式の1%を有する総会屋Sに株主総会対策を要請した。Pは、X社の計算においてSの発行する広報誌100部を100万円で購入することでSと合意した。なお、この広報誌は雑誌やインターネットの記事を寄せ集めてコピー用紙数枚に印刷したものであり、1冊100円程度の価値しかないものであった。Pの指示を受けたX社の経理課は、Sへ交付された100万円をX社の費用として処理した。これらの行為はPのみの関与によって行われ、Q及びRは一切認識していなかった。

令和元年6月28日に開催された本件株主総会においては、本件議案について一般株主の鋭い質問があったものの、Sが率先して他の株主に本件議案への理解を求め、会社側への賛同もやむなしという雰囲気を形成していった。その結果、本件議案はSを含む賛成多数で可決された。

本件株主総会の後に上記の事情を知ったX社株主Tが、PのX社に対する会社法上の責任を追及するための要件について説明しなさい。また、その請求は認容されるかについても併せて述べなさい。(40点)